

村山市企業DX推進補助金 概要

(趣旨)

本市企業が、企業の創意工夫で「デジタル化」や「DX」に取り組むことにより、生産性や製品の付加価値を向上させ、競争力や経営力を高めることを支援するため、デジタル化・DX導入費用に対して補助金を交付する。主に、DXに取り組むきっかけがつかめない市内企業が業務工程の身近なところからDXに取り組む「スモールスタート」をバックアップするもの。

※大規模な取り組みに対しては国の「ものづくり補助金」や県の「中小企業パワーアップ補助金」の制度がある。

(定義)

デジタル化:アナログからデジタルに置き換えるITツール(ソフトウェア、クラウドサービスなど)を使って業務の効率化するもの

DX:デジタル化によりビジネスモデルそのものを変革したり生み出したりすることで企業の競争力を高めるもの

(補助対象者) ……商工業事業者(空き店舗等活用事業補助金と同様)

市内に本店を有する、次の業種の事業を営む法人または個人

- (1)卸売業、小売業
- (2)宿泊業、飲食サービス業
- (3)生活関連サービス業
- (4)製造業
- (5)建設業
- (6)前各号に掲げるもののほか、商工業の振興及び新たな雇用の創出と地域の活性化に資するものとして市長が特に必要と認めるもの

(補助対象事業)

企業の生産性や製品の付加価値の向上、業務工程の見直し等、企業の競争力や経営力を高める目的で行うデジタル化・DX導入を行う事業

※企業支援コーディネーターに事前相談の上、補助事業認定申請が必要

(補助対象経費)

- ・設備購入費
- ・コンサル費用
- ・ソフトウェア費
- ・その他、デジタル化・DX導入関連費用

ただし、補助対象経費について他の公的機関等から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額を差し引いた額

(補助金の額)

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て。上限500千円)

【補助対象となる取組例】

<前提>

生産性や製品の付加価値を向上させ、競争力や経営力を高めることを目的としたもの

<具体例>

製造業

- ① 生産管理システムの導入
- ② 稼働状況管理自動化
- ③ 外観検査自動化
- ④ ロボット導入
- ⑤ 生産工程のPC管理
- ⑥ 在庫管理システム
- ⑦ オンライン商談のために必要となる機材の購入

飲食サービス業

○タッチパネル注文システムの導入

全般

- 消費税インボイス制度に対応するためのレジシステムや会計システムの導入
- キャッシュレス決済の導入

【補助対象外となる取組例】

(1) 小規模企業活性化補助金の対象となるもの

(2) その他、補助対象外となる取組例

- ① 実際には、パソコン、タブレット端末、スマートフォンを購入することが目的と判断される事業計画
- ② 見積書に、導入する設備(機種)の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳がなく、価格の正当性が判断できない事業計画
- ③ 補助対象経費が市場価格から見て大きく乖離のある見積書や価格を調整した見積書による事業計画
- ④ DXの推進に資すると判断できない事業計画
- ⑤ ホームページの構築・改修
- ⑥ web会議を行うための大型ディスプレイを導入する計画であるが、ディスプレイにTVチューナーが内蔵されており、目的外利用となりうるもの

【補助対象経費に掲げる経費であっても補助対象とならないもの】

- ① 補助事業の目的に合致しないもの。本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費
- ② 同じ経費について、他の補助金の支援を受けているもの
- ③ 必要な経理書類(見積書・請求書・領収書等)を用意できないもの
- ④ 自社で使用せず、第三者に貸出するため導入する機器
- ⑤ 不動産の取得、土地の造成に要する経費
- ⑥ 村山市外で行う取組

⑦ 汎用性があり、目的外使用になりうるもの

○ パソコン、タブレット端末、スマートフォン購入費

但し、当該機械装置の導入がシステム導入とあわせて必須となる場合で、かつ以下の条件を全て満たす場合に限り、補助対象となります。

- ・単価10万円未満(税抜き)であること
- ・必要最小限となる台数分であること
- ・事業計画書(様式第3-1号)に購入が必須となる理由とを記載していること

○ OAソフトウェア(Word、Excel、Accessなどのオフィスソフト)

⑧ ホームページの構築・改修(ECサイト、予約サイトを含む)

⑨ 補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業に必要な手続きが全て完了していないもの

⑩ 補助事業期間内に支払が完了していないもの(分割払、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。)

⑪ 商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済

⑫ その他

- ・広告宣伝を目的とした経費(広告、POP、チラシ、カタログ、ポスター、媒体掲載、DM等の作成、パッケージデザイン等)
- ・自動車、自転車、フォークリフト、トラクター等の車両運搬具
- ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品、什器類
- ・交通費、宿泊費、自動車等の燃料費
- ・自社製品(親会社、子会社、グループ企業等の関連会社の製品を含む)
- ・中古物品(未使用品、新品、リユース品を含む)
- ・用途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの
- ・保険料、保守料、延長保証等
- ・振込手数料、代引手数料、決済手数料、ポイント原資等
- ・予約キャンセル、休業に対する補てん
- ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費、自己所有物の修繕
- ・商品在庫や消耗品の廃棄・処分費
- ・事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・補助事業認定申請時点で補助事業の実施場所(工場や店舗)を有していないもの
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他市長が不相当と認めるもの